

静止気象衛星ひまわりの運用等事業 競争的対話における質問への回答

令和7年11月27日

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	(資料-3) 様式集及び記載要領	22	30	第1_4_(5)	「可視赤外放射計」にハイパースペクトル赤外サウダは含まれないと考えて良いか。	貴見のとおりです。
2	(資料-2) 業務要求水準書	24	10	第3_3_(2)_イ_(タ)_b	入札説明書に対する質問回答（参加資格関係以外）No. 51 では、「ソフトウェアを改修（バージョンアップ）した事業者はバージョンアップした ISDACS 及び RDACS をその事業者の設備で動作確認し、SPC の持つ設備へのインストール（動作確認含む）は SPC が行う想定です。」と回答があったが、運用環境での動作確認までが改修事業者（衛星メーカー）が行うべき作業ではないか。 なお、業務水準要求書の第1部 総論_第4 気象庁及び NICT の役割(イ)では、「気象庁は、「ひまわり 10 号」のイメージャデータ・サウダデータを処理するためのソフトウェアであるイメージャ・サウダ地上データ処理ソフトウェア（Imager and Sounder Data Acquisition and Control Software。以下「ISDACS」という。）について、SPC が整備する気象センサデータに係る設備上での動作確認終了後に貸与する。」（RDACS については(キ)）と記載されている。	引用されている業務要求水準書の「第1部 総論_第4 気象庁及びNICT の役割(イ)」の記述は、ひまわり 10 号運用開始前に、SPC が整備する設備上に ISDACS を整備する段階についてのものです。 ソフトウェアの改修（バージョンアップ）に際しては、衛星メーカーはバージョンアップした ISDACS 及び RDACS を衛星メーカーの設備で動作確認し、SPC の持つ設備へのインストール（動作確認含む）は SPC が行う想定です。
3	(資料-3) 様式集及び記載	6	5	第1_4_(2)_イ	「【整備の期限】の項で示した地上施設の整備スケジュール表において、気象庁及びNICT か	「気象庁及びNICT からの試験計画」については業務要求水準書別紙1を参照して

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
	要領				らの試験計画を反映しているか具体的に示すこと。」とあるが、「気象庁及びNICTからの試験計画」は何を指しているのか、また、いつ提示されるのか。	ください。さらなる詳細な計画については、事業契約締結後に示します。
4	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	7	26	3_(2) 維持管理費	維持管理費のうち地上施設の更新に関する費用は、数年に一度に多額の費用が発生する。維持管理費の支払いが均等払いの場合、事業者は一時的に多額の費用を立て替える必要があり、資金調達することとなる。このため事業費を圧迫する可能性があることから、均等払いではなく、発生する費用に合わせた維持管理費の支払を検討いただけないか。	原案のとおりとします。
5	(資料-3) 様式集及び記載要領	14	25	第 1_4_(4)_ア	様式番号 C-2-1_緊急時の対応において、「※既存のマニュアル等を可能な範囲で本様式以外の資料として添付すること。」と記載されているが、「可能な範囲」の上限、添付する資料のページ数による加算点の変動があるかご教示いただきたい。	上限はありませんが、資料のページ数によって加算点が変わることはありません。実績を補足できる資料として、必要と考えられるものを添付していただければ結構です。
6	(資料-2) 業務要求水準書	24	10	第 3_3_(2)_イ_(タ)_b	貸与されたソフトウェアを SPC 運用設備にインストールした後、不具合が発生した場合、直接衛星メーカーと調整しながら不具合対応を進める方法での提案として問題ないか。	提案として問題はありません。実際の対応は、契約後に三者間で調整する想定です。
7	(資料-3) 様式集及び記載要領			様式 13-1_従業員への賃上げ計画の表明書	賃上げ計画を代表者より表明を受けた従業員として、従業員代表と給料又は経理担当者の2名の署名と捺印をする様式となっているが、どちらか一方の署名と捺印だけでも問題ないか。	「従業員代表」と「給料又は経理担当者」の両方が必要となります。
8	(資料-2) 業	24	10	第 3_3_(2)_イ	ISDACS 及び RDACS のバージョンアップに伴う	発注者側が示す手順書に不備がある場合

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
	務要求水準書			_(タ)_b	SPC 運用設備へのインストール（動作確認含む）作業には、インストール手順や動作確認手順の不備等による手戻り等により観測データの伝送に遅延等の影響を与えるリスクがあると認識している。当該作業の責任は、気象庁・改修事業者（衛星メーカ）が負うべきではないか。	には発注者側で責任を負います。この手順書は、当該ソフトウェアの開発に係る経験・知識を必要とすることなく理解・実施できるものとする予定です。
9	(資料-2) 業務要求水準書	24	10	第 3_3_(2)_イ_(タ)_b	入札説明書に対する質問回答（参加資格関連以外）No. 51 では、「ソフトウェアを改修（バージョンアップ）した事業者はバージョンアップした ISDACS 及び RDACS をその事業者の設備で動作確認し、SPC の持つ設備へのインストール（動作確認含む）は SPC が行う想定です。」と回答があったが、SPC が行う「動作確認」とはどのような作業を想定しているか。	SPC が行う動作確認は、SPC の設備が計算機負荷等の点で正常に動作していることの確認を想定しています。
10	(資料-2) 業務要求水準書	24	10	第 3_3_(2)_イ_(タ)_b	ISDACS 及び RDACS のバージョンアップに伴い SPC が行う運用設備へのインストール（動作確認含む）作業において、改修事業者（衛星メーカ）において以下の機能を有したインストーラ及び手順書を準備していただけたらと考えてよいか。 ① 現状のバックアップ（環境設定含む） ② 新しいバージョンのインストール ③ インストールに失敗した場合等の元のバージョン（環境設定含む）への切り戻し ④ ①～③の操作が可能な GUI	日常的なバージョンアップは想定していないこともあり、手順書は準備しますが、GUI の作成は現時点では予定していません。実際の作業手順については契約後の三者間の調整による想定です。
11	(資料-2) 業務要求水準書	24	10	第 3_3_(2)_イ_(タ)_b	ISDACS 及び RDACS のバージョンアップはどの程度の頻度で実施する想定かご教示いただき	現時点で計画的に予定している改修はありませんが、運用期間全体で平均すれば

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					たい。	年1回程度を想定しています。
12	(資料-2) 業務要求水準書	24	10	第 3_3_(2)_イ_(タ)_b	改修事業者(衛星メーカ)は、ISDACS 及び RDACS を最初に SPC の設備にインストールする際に、SPC の設備の動作環境を把握することができるのではないか。よって、バージョンアップの際にはその環境における動作確認を衛星メーカにおいて実施できるのではないか。	改修事業者(衛星メーカ)は ISDACS 及び RDACS を最初に SPC の設備にインストールする際に、SPC の設備での ISDACS 及び RDACS の動作が正しく行われていることを確認するのみであり、動作環境を全て把握するものではございません。
13	(資料-2) 業務要求水準書	20	25	第 3_3_(2)_イ_(タ)_b	衛星が3機体制の際のひまわり10号及び8号の軌道制御の実施頻度は、それぞれ2週間に1回程度と考えて良いか。	貴見のとおりで問題ありません。
14	(資料-2) 業務要求水準書	23	30	第 2 部 _ 第 3_3_(2)_ イ_(ソ)	冒頭に「気象庁の指示に従い」とあることから、本項の作業(動作パラメータの設定変更)は非定常時(設備異常時/特殊イベント等)に要求される作業という理解でよいか。	特殊イベント等の非定常の作業もございますが、基本的には「気象庁の指示」は気象庁設備から受信する機動観測のリクエストファイルを指しており、当該ファイルによるパラメータ処理については、SPC による設備の設計次第で自動処理が実現可能です。
15	(資料-2) 業務要求水準書	23	30	第 2 部 _ 第 3_3_(2)_ イ_(ソ)	本項では「領域観測の位置指定パラメータ」のみ記載されているが、「イメージャ/サウンダ星観測情報」に係るパラメータ設定・出力の作業は無い(=自動処理されるため、ISDACS 上で人的操作は発生しない)認識でよいか。	貴見のとおりであり、ISDACS での人的操作は想定していません。
16	(資料-2) 業務要求水準書	23	30	第 2 部 _ 第 3_3_(2)_ イ_(ソ)	本項の作業(動作パラメータの設定変更)の想定頻度を教えていただきたい。	年数回程度の特殊イベントにかかる作業を想定ください。 なお、当該パラメータは通常行う領域観測でも頻繁に更新される想定ですが、この更新は SPC による設備の設計次第で自動処理が実現可能です。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
17	(資料-2) 業務要求水準書	23	30	第 2 部 _ 第 3_3_(2)_ イ_(ソ)	本項の作業（動作パラメータの設定変更）に伴う ISDACS 操作は、GUI 上で完結できる認識でよいのか。	GUI を準備する予定はありません。
18	(資料-2) 業務要求水準書	24	6	第 2 部 _ 第 3_3_(2)_ イ_(タ)_a	冒頭に「気象庁の指示に従い」とあることから、本項の作業（動作を指定するパラメータの設定変更）は非定常時（設備異常時/特殊イベント等）に要求される作業という理解でよいのか。	特殊イベント等に伴い気象庁からの指示に基づいて行う作業はあり得ます。また、運用手順書に記載され SPC が自ら実施する作業も広い意味での「気象庁の指示」に基づく作業と捉えれば、定期的作業は週 1 回程度を想定しています。
19	(資料-2) 業務要求水準書	24	6	第 2 部 _ 第 3_3_(2)_ イ_(タ)_a	気象庁から指示のある「動作を指定するパラメータの設定変更」とはどのような作業を想定しているのか。	作業方法を含むインターフェース（やり取り）の具体については、契約後に調整させていただきます。
20	(資料-2) 業務要求水準書	24	6	第 2 部 _ 第 3_3_(2)_ イ_(タ)_a	本項の作業（動作を指定するパラメータの設定変更）に伴う ISDACS 操作は、GUI 上で完結できる認識でよいのか。	現時点での設計では、パラメータの設定変更は全て GUI 操作を想定しています。
21	(資料-2) 業務要求水準書	24	6	第 2 部 _ 第 3_3_(2)_ イ_(タ)_a	本項の作業（動作を指定するパラメータの設定変更）の想定頻度をご教示いただきたい。	運用手順書に記載され SPC が自ら実施する作業も広い意味での「気象庁の指示」に基づく作業と捉えれば、定期的作業は週 1 回程度を想定しています。 これに加え、特殊イベント等に伴い気象庁からの指示に基づいて行う作業があります。
22	(資料-2) 業務要求水準書	24	4	第 2 部 _ 第	a, b において「更新前後での処理結果を気象庁	変更前後での処理結果を比較できるよう

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
	務要求水準書			3_3_(2)_ イ _(タ)	に提供すること」とあるが、処理結果の情報はどのような情報を想定すればよいか。	な情報を提供いただきたいと思いますと考えております。その具体については、実施する変更やその規模によっても必要な情報は変わり得ると考えていますので、その都度気象庁から指定します。一例としては、変更前後の L1b データファイル(9 号は放射計データファイル)、中間ファイル、ログファイルが挙げられます。
23	(資料-2) 業務要求水準書	24	4	第 2 部 - 第 3_3_(2)_ イ _(タ)	a, b において「更新前後での処理結果を気象庁に提供すること」とあるが、処理結果として提供対象となる情報については、提供要否も含めて気象庁から指示される認識でよいか。	貴見のとおりです。
24	入札説明書	15	8	16_(3)_ ④ _(イ)_ (A)	「事業提案が要求水準（必須項目）を全て充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案が全ての要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは資料作成の不備がある場合は欠格とする」とあるが、地上施設要求要件書（案）への充足は要求水準（必須項目）ではなく、要求水準（必須項目）に該当するのはあくまでも業務要求水準書を充足するか否かであるとの理解で誤解ないか。	貴見のとおりであり、誤解はありません。
25	(資料-2) 業務要求水準書	1	1	別紙 1 ひまわり 10 号試験計画表	「衛星実機と地上施設との適合性試験を衛星メーカーの工場で実施する。」と記載があるが、対象機器を輸送せずネットワーク的に接続する事で試験を実施する事は可能か。 また、輸送が必要な場合、対象機器は主局のみなのか、主局・副局になるのかご教授頂きた	適合性試験は、打上げ前における衛星と地上側対象機器間のインタフェース確認が主な目的です。 そのため、衛星と地上機器間のインタフェース確認に必要な地上機器は衛星メーカー工場（三菱電機鎌倉製作所）に持ち込み

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					い。	が必須となりますが、それ以外の地上機器については、リモート接続して試験に供することも可能という想定です（その場合の接続回線はSPCで準備願います）。現地への搬入が必須な機器は以下を想定しています。 ・テレメトリ・コマンド及びレンジング信号の変復調装置（アップコンバータ・ダウンコンバータ等を含む） ・イメージャ・サウンダデータ信号復調装置（ダウンコンバータ等を含む） ・通報局資料復調装置（ダウンコンバータ、基準信号・疑似信号に関する装置等を含む） なお、主局と副局の機器構成等が同じである場合は両局の機器の試験は不要で、片局の機器での試験で十分と考えます。
26	(資料-2) 業務要求水準書	1	2	別紙 1 ひまわり 10 号試験計画表	適合性試験について、地上側対象機器を含め衛星メーカー工場へ持ち込んで実施する（データセンタへのリモート接続不可）場合、「地上側対象機器の輸送に係る諸費用・手続きに関しては、SPCの負担とする。」と記載があるが、現行事業における業務要求水準書では国負担(※1)と記載があったものがSPC負担へ変更された理由をご教授頂きたい。 ※1・・・「静止地球環境観測衛星の運用等事業」	地上側対象機器の数量や構成は SPC のご提案によることや、搬送時の万一の破損リスクを踏まえると、輸送に係る諸費用・手続きは SPC にご負担頂くのが適切と考えたためです。 対象機器と輸送先については、No. 25 を参照ください。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					業務要求水準書 > 別紙 1 > 試験計画表	
27	(資料-2) 業務要求水準書	24	10	第 3_3_(2)_イ_(タ)_b	気象庁から提示される ISDACS 及び RDACS のバージョンアップに係るインストール手順書は、開発メーカーが行うような技術的判断はなく、開発メーカーではない第三者でも容易に理解・実施できるよう記載されると理解してよいか。	手順書は、当該ソフトウェアの開発に係る経験・知識を必要とすることなく理解・実施できるものとする予定です。
28	(資料-2) 業務要求水準書	24	10	第 3_3_(2)_イ_(タ)_b	気象庁から提示される ISDACS 及び RDACS のバージョンアップに係るインストール手順書には、バージョンアップ前のバックアップ手順及びバージョンアップに問題があった場合に実施する切り戻し手順も記載されると理解してよいか。	貴見のとおりです。
29	(資料-2) 業務要求水準書	24	10	第 3_3_(2)_イ_(タ)_b	ISDACS 及び RDACS については、初期不具合が全て改修済みであることが、SPC への貸与の前提条件であると理解してよいか。	貴見のとおりです。
30	(資料-2) 業務要求水準書	24	10	第 3_3_(2)_イ_(タ)_b	ISDACS 及び RDACS のバージョンアップ作業時には衛星メーカーが立ち会い、開発メーカーとしての動作確認を実施されると認識してよいか。	衛星メーカーは開発メーカーとしての動作確認を実施します。衛星メーカーの立ち合いは未定です。
31	(資料-2) 業務要求水準書	1	1	別紙 1 ひまわり 10 号試験計画表	リモート接続で試験を行う場合、衛星メーカー工場までの回線が必要な期間をご教示いただきたい。	未定です。
32	(資料-2) 業務要求水準書	1	1	別紙 1 ひまわり 10 号試験計画表	衛星メーカー工場に輸送する必要がある地上設備リストを提示いただきたい。	No. 25 を参照ください。